

令和5年1月吉日

お取引先 各位

松屋株式会社
総務部経理課

適格請求書発行事業者（インボイス事業者）登録番号のお知らせ

拝啓 時下ますますのご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定されております。弊社でも「インボイス制度」に対応するため適格請求書発行事業者の登録を取得しましたのでご案内いたします。

敬具

記

松屋株式会社 適格請求書発行事業者登録番号	T6180001096881
--------------------------	----------------

インボイス制度の詳細等につきましては、国税庁のWebサイトにてご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

本件のお問合せ先・ご連絡先

総務部経理課

TEL 0567-95-2041